

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年12月1日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 関東支社

支社長 石川 慎一

## 記

### 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 東京外環自動車道 国分工事
- (3) 工事場所 自) 千葉県市川市堀之内1丁目  
至) 千葉県市川市国分1丁目
- (4) 工事内容 本工事は、延長1,827m(150m完成済区間を含む)の掘割構造物を施工する土木工事である。
- (5) 工事概算数量 延長 1,827m、幅員 標準部 23.5m(2車線×2)、土工量 約730千m<sup>3</sup>、土留工 約130千m<sup>2</sup>、函体工 標準部705m、IC部972m
- (6) 工期 契約締結の翌日から1,860日間
- (7) 使用する資機材 コンクリート 約186,600m<sup>3</sup> 鉄筋 約28,000t
- (8) その他

本工事は、入札前に施工業者の優れた技術力・施工計画立案能力を活用し、工事目的物の品質の確保を図り、且つ、適正な工事費を算出することを目的として、競争参加者から第一次技術提案書の提出を求め、当社が定める基準により技術評価を行い、当社が定める評価基準値を満足する者を入札参加予定者として決定し、第二次技術提案書(詳細設計を含む)・工事費内訳書等の提出を求め技術交渉等を行い、入札参加者と価格審査を実施後、総合評価落札方式で落札者を決定する設計付入札前技術提案交渉方式の試行工事である。

本工事は、すべての入札者から入札保証として入札ボンドの提出を求める工事である。なお、入札ボンド制度については当社ホームページを参照すること。

本工事は、すべての入札者から単価表の提出を求める工事である。なお、入札時に単価表の提出のない者は、その入札書を無効とする。

### 2 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、関東支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められ

た者とする。

( 1 ) 東日本高速道路株式会社契約規程実施細則 ( 平成17年本社細則第16号 ) 第 6 条の規定に該当しない者であること。

( 2 ) 土木工事において、開札時に東日本高速道路株式会社の平成 1 9 ・ 2 0 年度一般競争参加資格を有し ( 会社更生法 ( 平成14年法律第154号 ) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法 ( 平成11年法律第225号 ) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、東日本高速道路株式会社の一般競争参加資格の再認定を受けていること。 )、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,350点以上である者 ( 上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,350点以上であること。 )。または、経営事項評価点数が1,350点以上である 2 者または 3 者で構成された共同企業体。

なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

( 3 ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 ( 上記 ( 2 ) の再認定を受けた者を除く。 ) でないこと。または、この条件を満たす 2 者または 3 者で構成された共同企業体。

( 4 ) 平成 1 0 年度以降に、元請けとして完成及び引渡し完了した次に掲げる施工実績を有すること。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。 ( 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。 )

・単体または共同企業体代表者の場合は、開削・半地下構造で掘削底面から地表面までの高さが 1 6 m 以上、内空断面が 2 4 0 m<sup>2</sup>以上の工事。

・共同企業体代表者以外にて参加する場合は、開削・半地下構造の工事。

( 5 ) 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。なお、専任期間に関しては入札説明書及び設計図書によるものとする。

専任の主任技術者または監理技術者が、建設業法の許可業種 ( 土木工事業 ) に係る資格を有する者であること。

現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のいずれかの者が、平成 1 0 年度以降に完成及び引渡し完了した次の経験を有する者であること。なお、各工事の施工経験を同一の工事において有する必要はなく、同一の技術者でなくともよい。 ( 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。 )

・単体または共同企業体代表者の場合は、開削・半地下構造で掘削底面から地表面までの高さが 8 m 以上、内空断面が 1 2 0 m<sup>2</sup>以上の工事。

・共同企業体代表者以外にて参加する場合は、開削・半地下構造の工事。

専任の主任技術者または監理技術者を配置する場合にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

監理技術者にあつては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

(6)次に掲げる基準を満たす設計管理技術者を当該工事に配置できること。なお、専任期間に関しては入札説明書及び設計図書によるものとする。

専任の設計管理技術者が、技術士[総合技術監理部門(建設-土質及び基礎)]、技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造物及びコンクリート)]、技術士[総合技術監理部門(建設-道路)]、技術士[総合技術監理部門(建設-施工計画及び積算)]、技術士[建設部門(土質及び基礎)]、技術士[建設部門(鋼構造物及びコンクリート)]、技術士[建設部門(道路)]、技術士[建設部門(施工計画及び積算)]、RCCM(土質及び基礎)、RCCM(鋼構造物及びコンクリート)、RCCM(道路)、RCCM(施工計画及び積算)の資格保有者若しくはこれと同等の能力と経験を有する技術者。なお、日本語に堪能であること。(日本語通訳が確保できれば可。)

ただし、平成13年以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に関する部門に4年以上従事している者。

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当またはRCCM相当との国土交通大臣認定(以下「大臣認定」という。)を受けている必要がある。確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認申請書を提出できるが、この場合、確認申請書提出時に大臣認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争に参加するためには、開札の時までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

設計管理技術者は、平成10年度以降に完成及び引渡し完了した次の経験を有する者であること。

- ・開削・半地下構造の設計または工事の実績を有すること。

専任の設計管理技術者を配置する場合にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(7)競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から落札決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)に基づき、「地域3」において競争参加資格停止を受けていないこと。ただし、第一次技術提案書提出期限の翌日から落札決定の日までの期間については、当社が本工事に関して特に競争参加を認

める場合を除く。

- ( 8 ) 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

構成員が当該工事に対する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種(土木工事業)に係る監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

東日本高速道路株式会社工事等契約事務処理要領(平成17年10月1日東高契第8号)に定める共同企業体協定書(甲)による協定書(案)が提出されていること。

各構成員の出資比率が2社で構成される場合にあつては30%以上、3社で構成される場合にあつては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

- ( 9 ) 記1(2)に示した工事に係る設計業務等の請負人または当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 設計付入札前技術提案交渉方式に関する事項

設計付入札前技術提案交渉方式について以下に示す。なお、詳細については入札説明書及び技術提案書作成要領による。

- ( 1 ) 入札公告から競争参加者認定までの手続

確認資料の提出に併せて、技術資料を提出すること。

確認資料及び技術資料を評価し、競争参加資格があると認められた者(以下「競争参加者」という。)に競争参加資格がある旨の通知を送付する。

- ( 2 ) 競争参加者認定から入札参加予定者決定までの手続

競争参加者は、当社が求める技術提案項目について検討し第一次技術提案書を作成すること。

競争参加者は、第一次技術提案書を作成後、当社が定める日時までに提出すること。

第一次技術提案書の作成、ヒアリングに要する費用は競争参加者の負担とする。

第一次技術提案書提出後、当社と協議の上決定された日時に、第一次技術提案書に関するヒアリングを行うものとする。

ヒアリング実施後、当社が定める評価基準に基づき技術評価を行った後、当社が定める評価基準値を満足する者を入札参加予定者として認め入札参加資格確認結果通知を送付するものとする。また、入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付した入札参加資格確認結果通知を送付するものとする。

入札参加予定者として認められた者は、当社が定める詳細設計を行う。なお、途中辞退や

当社が一定の成果を認めない場合を除き、第二次技術提案書の作成に要する費用の一部を当社が定める金額にて当社が負担する。

### (3) 入札参加予定者決定から落札者決定までの手続

入札参加予定者は、当社が求める技術提案について、第一次技術提案書に基づく詳細検討を行い、第二次技術提案書の作成を行い当社と協議の上決定された日時に、第二次技術提案に関する技術交渉を行い、技術交渉により合意した事項を反映させた詳細設計を実施する。

詳細設計完了後、当社が定める日時までに最終第二次技術提案書、設計成果及び単価項目内訳書及び当該工事に配置する技術者の資格及び工事経験に係る技術資料を提出するものとする。

最終第二次技術提案書及び設計成果提出後、当社と協議の上決定された日時に、最終第二次技術提案書及び設計成果に関するヒアリングを行うものとする。

ヒアリングにおいて、当社が求めた技術提案の内容、設計成果の内容を確認し、当社が一定の成果が得られたと判断した場合は、第二次技術提案書等の作成に要する費用の一部を入札参加予定者に支払うとともに入札参加者として認めるものとする。

単価項目内訳書提出後、当社と協議の上決定された日時に、単価項目内訳書の確認を行うものとする。

確認実施後、当社が定める日時までに最終単価項目内訳書を提出するものとする。

最終単価項目内訳書提出後に当社が配布する設計図書に基づき、当社が定める日時までに工事費内訳書を提出するものとする。

工事費内訳書提出後、当社と協議の上決定された日時に、工事費内訳書の算出方法について価格審査を行うものとする。

価格審査後、当社が定める日時までに最終工事費内訳書を提出するものとする。

上記(2)で支払う以外の第二次技術提案書の作成に要する費用、最終単価項目内訳書に基づく金抜設計書及び特記仕様書、技術交渉、価格審査、ヒアリングに要する費用は、入札参加者の負担とする。

入札に際しては、最終第二次技術提案書、最終設計成果及び最終工事費内訳書に基づいた入札をしなければならず、入札時における技術提案の更なる変更は認められないものとする。また、入札額は最終工事費内訳書の総額を上回らない限り変更することができる。

本方式における落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

### (4) 入札参加予定者の選定

入札参加予定者の選定における評価方式は以下による。なお、評価項目及び評価に関する基準等の詳細については入札説明書による。

第一次技術提案書の評価項目により最大100点の評価点を与え、当社が定める評価基準に基づき技術評価を行った後、評価基準点以上の者を入札参加予定者として選定する。

第一次技術提案における評価項目は次のとおりである。

- 1) 与条件を考慮した全体施工計画を立案する際の着眼点及び留意点
- 2) 土運搬・資材等の運搬を考慮した本線内工事用道路及び運搬方法を立案する際の着眼点及び留意点
- 3) 施工中の周辺環境に配慮した施工計画を立案する際の着眼点及び留意点
- 4) 技術提案1)～3)以外に本工事を設計する際の着眼点及び留意点
- 5) 技術提案1)～3)以外に本工事を施工する際の着眼点及び留意点

#### (5) 落札者の決定

落札者の決定における総合評価落札方式は以下による。なお、評価項目及び評価に関する基準等の詳細については入札説明書による。

入札参加者に標準点100点を付与する。

第二次技術提案書の評価項目により最大30点の加算点を与え、標準点と加算点を足し合わせ技術評価点を算出する。

技術評価点を入札参加者の入札価格で除して評価値を算出し、その値を用いて落札者を決定する。

第二次技術提案における評価項目は次のとおりである。

- 1) 与条件を考慮した全体施工計画
- 2) 土運搬・資材等の運搬を考慮した本線内工事用道路の切回し及び運搬計画
- 3) 安全かつ効率的な土運搬計画を考慮した躯体施工の工夫と施工計画
- 4) 施工中の周辺環境に配慮した施工計画
- 5) 品質管理基準を遵守するための工夫と施工計画
- 6) 設計成果品の出来栄

## 4 入札手続等

### (1) 担当部署

東日本高速道路株式会社 関東支社 技術部 調達契約課 加賀田 正則

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14

電話03-5828-8356

### (2) 技術提案書の作成説明会の場所及び方法

説明日：平成20年12月18日

説明場所：上記(1)に同じ。

説明会参加資格：土木工事において、東日本高速道路株式会社の平成19・20年度一般競争参加資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、東日本高速道路株式会社の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,350点以上である者(上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の

際に、経営事項評価点数が1,350点以上であること。 )。

参加方法：平成20年12月15日までに上記(1)に参加希望の申込みをすること。

参加人数：1者あたり3名までとする。

詳細は入札説明書による。

(3) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：入札公告の日から平成21年1月21日までの土曜日、日曜日、祝日及び平成20年12月29日から平成21年1月3日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

交付場所：上記(1)に同じ。

交付方法：無償で直接交付する。ただし、入札公告の写し、契約書案(本工事では土木契約書を用いるものとする。)、入札者に対する指示書(本工事では土木工事を採用するものとする。)は当社ホームページから入手するものとする。

(4) 申請書、確認資料及び参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書(案)の提出期間、場所及び方法

提出期間：入札公告の翌日から平成21年1月21日までの土曜日、日曜日、祝日及び平成20年12月29日から平成21年1月3日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参すること。

(5) 第一次技術提案書の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成21年2月5日から平成21年3月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参すること。

(6) 第一次技術提案書に対するヒアリング予定期間及び場所

ヒアリング期間：平成21年3月17日から平成21年3月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。

ヒアリング場所：上記(1)に同じ。

その他：ヒアリング日は、上記の期間内で当社と競争参加者が協議して定めるものとする。

(7) 入札参加資格確認結果通知日

通知日：平成21年4月8日

(8) 技術交渉予定日

交渉期間：入札参加資格確認結果通知の日から平成21年9月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。

交渉場所：上記(1)に同じ。

その他：技術交渉日は、上記の期間内で当社と入札参加予定者が協議して定めるものとする。

る。

- (9) 最終第二次技術提案書、設計成果及び単価項目内訳書及び当該工事に配置する技術者の資格及び工事経験に係る技術資料の提出期間、場所及び方法  
提出日：平成21年9月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。  
提出場所：上記(1)に同じ。  
提出方法：持参すること。
- (10) 最終第二次技術提案書、設計成果及び単価項目内訳書及び当該工事に配置する技術者の資格及び工事経験に係る技術資料に対するヒアリング予定期間及び場所  
ヒアリング期間：資料提出から平成21年10月2日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。  
ヒアリング場所：上記(1)に同じ。  
その他：ヒアリング日は、上記の期間内で当社と入札参加予定者が協議して定めるものとする。
- (11) 最終単価項目内訳書及び仕様書の提出期間、場所及び方法  
提出期間：第二次技術提案書のヒアリング後から平成21年10月5日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。  
提出場所：上記(1)に同じ。  
提出方法：持参すること。
- (12) 工事費内訳書の提出期間、場所及び方法  
提出期間：設計図書の交付より平成21年11月27日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。  
提出場所：上記(1)に同じ。  
提出方法：持参すること。
- (13) 価格審査の予定期間及び場所  
審査期間：工事費内訳書の提出から平成21年12月4日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。  
審査場所：上記(1)に同じ。  
その他：審査日は、上記の期間内で当社と入札参加者が協議して定めるものとする。
- (14) 最終工事費内訳書の提出期間、場所  
提出期間：価格審査終了後から平成22年1月4日までの土曜日、日曜日、祝日及び平成21年12月29日から平成22年1月3日を除く毎日午前10時から午後4時まで。  
提出場所：上記(1)に同じ。  
提出方法：持参すること。
- (15) 入札ボンド(入札保証)に関する事項

金融機関等の保証を受けた保証証書または保険会社の入札保証保険契約を締結した保険証券の入札ポンド（入札保証）を提出しなければならない。

(16) 入札、開札の日時、場所及び提出方法

開札日時：平成22年1月27日（水） 13時30分

場 所：上記（1）の10F 入札室

方 法：持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。（ただし、郵送による入札については、平成22年1月26日（火） 16時までに上記（1）の関東支社調達契約課へ、親展扱いにて郵送すること。）

入札ポンド：上記（15）の入札保証について、金融機関等の保証を受けた場合はその保証証書（原本）を、入札保証保険契約を締結した場合はその保険証券（原本）（保証証書または保険証券）を、入札書に同封して提出すること。

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証及び契約保証

イ)入札保証 必要

ただし、金融機関等の保証を受けることまたは入札保証保険契約を締結することに限る。

ロ)契約保証 必要

落札者は、落札決定後7日以内（休日を含まない）に、契約金額（税込）の10分の1以上に相当する契約保証等の証書を提出することとする。なお、低入札価格調査を実施した場所の契約保証は、契約金額（税込）の10分の3以上に相当する金額とする。ただし、金融機関等の保証または公共工事履行保証（金銭保証に限る）を受けること、もしくは履行保証保険契約を締結することに限る。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

契約制限価格の範囲内で入札した者のうち、記3（5） に示す評価値が最も高い者を落札者となるべき者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札を行った2者以上の者による再度の入札により落札者を決定する。ただし、再度の入札によってもなお落札者が決定しない場合は、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の範囲内で有効な入札をした他の者のうち評価値が最も高い者を落札者となる

べき者とすることがある。

(5) 支払条件

イ) 前金払 有

ロ) 部分払 有

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

(7) 手続における交渉の有無 有

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(10) 工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)について適用する。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口は、記4(1)に同じ。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も記4(4)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(13) 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

(1) Official in charge of the contract of the procuring entity :Shinichi Ishikawa,Director General of Kanto Regional Head Office,East Nippon Expressway Company Limited

(2) Classification of the services to be procured : 41

(3) Subject matter of the contract : Construction work of the Tokyo-Gaikan Expressway Kokubun

(4) Time-limit for entry to the explanatory meeting concerning technical proposals:4:00P.M. 15 December 2008

(5)Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:4:00P.M. 21 January 2009

(6) Time-limit for the submission of tenders: 1:30P.M. 27 January 2010

(7) The language used for application and inquiry shall be Japanese .

(8) Contact Point for the notice : Masanori Kagata,Assistant Manager of Procurement & Contract Division,Engineering,Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1-10-14 Kitaueno,Taitou-ku,Tokyo,110-0014 Japan, TEL:03-5828-8356